

1. 公立図書館の振興・発展に関する政策

- 公明党は、「子ども読書活動推進法」や「文字・活字文化振興法」の成立を実現させてまいりました。公立図書館は、誰もが文字活字文化に親しめる地域の拠点として重要な役割を果たしています。
- 公明党は各自治体において、図書館を新設するだけでなく、「閉館時間の延長、開館時間の繰り上げなど利便性の向上を図る」「視覚障がいのある人や、視力の弱い高齢者をサポートする音声読書器の設置」「弱視や老眼で小さな文字が読みにくい人などのために、書類や本の文字を拡大できる拡大読書器を導入」「音声や文字でパソコン上に再生できる『マルチメディアデージー図書』(デージー図書)を導入」「乳幼児を連れた保護者が気兼ねなく図書館を利用できる時間帯を設定」「読み聞かせの場を提供」など、地域の実情やニーズに応えた様々なサービスの拡充に取り組んでまいりました。
- 近年は、読書への意欲を増してもらえる一助にと、借りた本の履歴が記録できる「読書通帳」を導入したり、雑誌の購入費用を企業等に負担してもらおう代わりに広告を載せる「雑誌スポンサー制度」を導入して図書館の経費削減に資する取り組みや、安心して図書館の本を利用してもらうために本の汚れを取る機器を設置するなど、公立図書館の振興・発展のための施策を推進しております。読書を楽しむ場、情報提供機能を果たせる存在として、地域住民に役立つ図書館をめざし、必要な予算の確保や専門職の配置などに努めていきたいと考えております。

2. 政策の中で特に「公立図書館の管理運営」に関する考え

- 各自治体が設置する公立図書館の管理運営については、住民への十分な情報提供および住民参加による議論なども踏まえ、それぞれの図書館の状況に合わせて適切に行われるべきと考えます。

以上